

愛玩動物看護師法施行令要綱

第一 愛玩動物の種類

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、オウム科全種、カエデチョウ科全種及びアトリ科全種とするものとする。こと。
（第一条関係）

第二 手数料

一 愛玩動物看護師免許証及び愛玩動物看護師免許証明書の再交付手数料の額は、三、四〇〇円とする。こと。
（第二条関係）

二 指定登録機関が事務を行う場合における愛玩動物看護師の登録手数料の額は五、八〇〇円とし、愛玩動物看護師免許証明書の書換交付手数料の額は三、四〇〇円とすること。
（第三条関係）

三 愛玩動物看護師国家試験の受験手数料の額は、二万七、二〇〇円とすること。

（第四条及び附則第三項関係）

四 愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験手数料の額は、一万四、〇〇〇円とすること。

（附則第二項関係）

第三 施行期日

この政令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行するものとする。

（附則第一項関係）